所得税

# 所得税の確定申告につい

# 特別児童扶養手当・特別障害者手当等をご存じですか

### 特別児童扶養手当

在宅で生活し、精神または身体に障がいのある20歳 未満の子どもを養育している保護者に対しての手当で

### 特別障害者手当

精神または身体で著しく重度の障がいを有しており、 日常生活で常に特別な介護が必要な20歳以上の方に 対しての手当です。2つ以上の障がいを有している、 または、1つの障がいを有しており、日常生活能力が 極めて低いなどの要件に該当する場合が対象となりま

### 障害児福祉手当

重度の障がいを有している 20歳未満の方で、日常生 活でも常に介護が必要な人に対しての手当です。

昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に 従来の福祉手当受給者であった人のうち、特別障害者 手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給 されない人に手当が支給される制度で経過的福祉手当 があります。

手当名	支給月額(平成30年4月以降)	
特別児童扶養手当1級(重度)	51,700円	
特別児童扶養手当2級(中度)	34,430円	
特別障害者手当	26,810円	
	14,650円	
—————————————————————————————————————	14,650円	

- ※申請方法など詳しくは、社会福祉係までお問い合 わせください。
- ※認定は原則、診断書により行い、所得や施設入所 等により支給制限があります。

# 税金や料金の納付は口座振替が便利です

徴収係 ☎282-1115

ほか担当各係

税金等の納付について、皆さんのご自宅に納付書が 郵送され、現金に納付書を添えて、納税の期限までに 御船町指定金融機関または御船町役場などで納付して いただいています。

現在推進している口座振替とは、皆さんに代わって 金融機関が、皆さんが指定した預貯金口座等から自動 的に振り替えて納税する制度で、納税のたびに町役場 会計課や金融機関などへ出かける手間が省けて大変便 利です。

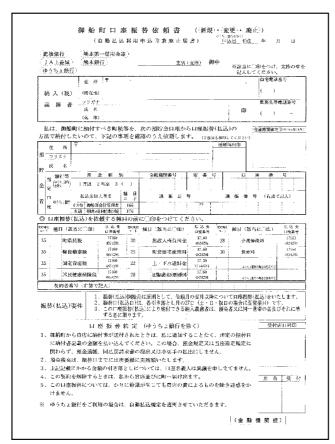
### ■□座振替申込み方法

<u>"御船町□座振替依頼書"</u> (右図参照)を記入し、□座 振替を依頼したい町税を選び、御船町役場の関係各課 や町指定金融機関 (肥後銀行)、町収納代理金融機関 (JAかみましき、熊本第一信用金庫、熊本銀行、郵便局) に提出してください。(依頼書は、各金融機関や役場 の各課に準備しております)

■用意するもの ・預金通帳 ・通帳届印

### 口座振替が利用できる町税等

- 町県民税 軽自動車税 固定資産税
- 国民健康保険税 施設入所負担金
- 町営住宅使用料 上下水道料
- 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育料



▲御船町□座振替依頼書の様式

確定申告について おりまりま ŋ 金 28 **申** 金 た て 【申告相談会場地図】 至阿蘇・菊池方面 石原バス停 2000 神闌入□バス停 県民総合運動公園 火の国ハイツ 駐車場 熊本 I.C 至県庁方面 申告相談会場は大変混雑しますので、申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷して郵送等での

▼ 会 場

土·日祝日

は、

3 日

限り 2 月

開設。

熊本市東区で **火の**目

|石原2丁

目

※税務署主催の申告相談会場等については、

提出が、「簡単」で「便利」です。

広報みふね12月号にも掲載しておりますので、ご覧ください。

平成30年分確定

**申** 月

の目

告 15 团

30年2月

18

月 日

15 囝

日

**人の申告相** 31年21

より被害を受け

# 要介護認定者に障がい者 控除認定書を交付します

8年)に掲載しておしては、広報みふねねの必要な書類等につい

熊本東税務署

5 5 6

\*必要な書類 \*受付時間 ○

9

時

時

図

0

2

16 お

要介護認定を受けている人に対して「障がい者控除 対象者認定書」を交付します。申告の際に提示すれば、 町県民税や所得税の控除が受けられます。

●申請·交付場所 福祉課介護保険係

### ●持参するもの

- 介護保険被保険者証
- 印鑑

(郵送希望の場合、切手代82円)

※障がい者控除対象者認定書の交付は申請して、数日 かかりますので、必要な人は必ず事前に申請してくだ

※身体障がい者手帳などを基に、障がい者控除を受け る場合は、申請不要です。

# 圖 福祉課 介護保険係 ☎282-1349

### ◎対象者

認定基準日 (12月31日) に、次の ●・ ②に該当する人

- ●年齢が65歳以上の人
- 2要介護1~5の要介護認定を受けている人 ※対象者が年の途中で死亡した場合、または出国した場 合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。
- ●申請できる人
- ●対象者本人 ②対象者から委任を受けた人

要介護度(対象控除名)	控除額	
	町県民税	所得税
1・2・3 (障がい者控除)	26万円	27万円
4・5 (特別障がい者控除)	30万円	40万円
要支援1・2事業対象者	控除対象外	